

近くの遍路道のことは ご存知ですか？



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 四国遍路の世界遺産化について
2015年には大きな動きがありました。9月1日にサンティアゴ巡礼路と四国遍路の交流協定がサンティアゴ巡礼者の最終目的地、サンティアゴ・デ・コンポステラのあるガリシア州と四国4県の間で結ばれました。

両者はこの交流協定によって互いに巡礼・遍路の理解を深め交流が活発になることを期待しています。調印式には四国4県の代表が参加し、特に香川県は浜田知事と県会議員団が参加されとりわけ熱意が感じられました。サンティアゴ巡礼路はスペイン国内部分が1993年に、さらにフランス国内部分が1998年に世界遺産に登録されています。同じような巡礼路として世界遺産登録を目指す四国遍路の良いお手本と考えられます。

9月には私も同行してガリシア州の取り組みを学ぶことができました。印象的であったのは、サンティアゴ巡礼路が世界遺産に登録されて巡礼者が増えたのではなく、それまでに巡礼宿の整備など地道な努力の結果巡礼者が増えるようになり、そのことが世界遺産登録にも力になったという説明でした。四国でも世界遺産に登録されたら何かをしようではなく、何かをして世界遺産に登録されるようにしようという考えを持ちたいものです。

2 四国遍路、正確には「四国八十八箇所霊場と遍路道」が世界遺産として認定されるには対象になるものが普遍的価値を有していることを示しそれらの保護措置が取られていることが条件となります。

これらのために四国4県をはじめとする自治体や経済団体、遍路関連団体など関係団体で構成する「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会が努力を続けています。このような努力に加えて、地元の熱意や盛り上がりが必要であると感じています。そのためにNPO法人遍路とおもてなしのネットワー

クでは身近な遍路道を見直すための遍路ウォーキングを計画しています。

3 香川県内の遍路道(雲辺寺〜大窪寺)を12の区間に区切り、手分けして一日で一斉に歩こうという企画です。

お遍路さんはそれぞれの人々がさまざまな理由で遍路を行っています。理由は様々ですが、何かしら自分のために遍路を行っていると思います。

それに対して、今回計画しているのは霊場のお寺を巡るという点ではお遍路ではありませんが、自分自身の何かのためではなくお遍路をされる方々が安全に歩けるか、道案内は十分にできているか、休憩や食事をする場所はあるか、トイレに困らないかなどを点検しようというものです。この目的を分かりやすくするために「おもてなし遍路」という名前を付けました。おもてなし、お接待をする視点で遍路道を歩いてみようということです。なるべく普段よく利用している遍路道を改めて歩いて現状を知り、親しみを持ってもらいたいのです。

4 前回(2015年11月号)で「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録にはどうすれば良いのでしょうか?という表題で問いかけをしましたが、今回の文章が私なりの回答の一つです。

数年前までの私がそうであったように四国に住みながら四国遍路について関心を持っていない人、すぐ近くにある遍路道を実際に遍路道と意識しては歩いていない人が多くおられると思います。四国遍路は四国という地域に1200年にわたって根づいています。四国遍路はお遍路をする人のためだけのものではなく四国に住むすべての人々の貴重な財産です。

「おもてなし遍路」は2016年2月28日(日)に香川県下の遍路道で行います。今年は香川県内で「一日一斉おもてなし遍路(香川県内試行)」として実施し、来年度以降は四国全域に広げて開催できればと考えています。

みなさん一緒に歩いてみませんか?

中央会だより 1

小企業者組織化特別講習会を開催

本会は1月20日、高松国際ホテルにおいて、小企業者組織化特別講習会を開催し、県内の小企業者組合役職員や経営者ら64名が出席しました。

講師には、神戸国際大学経済学部教授中村智彦氏をお迎えし、「2016年日本経済の展望と今後の企業経営」と題し講演いただきました。

「観光地や商店街では高齢者が買い物をしている姿がよく見受けられる。しかし、2020年代には団塊世代が後期高齢者となり、外出する機会が減って、街から人がいなくなってしまう。また、以前は、より良い物をより安くという考え方が一般的であったが、より高く売るように発想を転換する時期が来ている。情報発信のためのネット活用、女性、高齢者、外国人の活用、海外市場の活用などの課題も多い。高く売っていく手段としてブランド化が重要である。中小企業では、品質に自信があるところが多いものの、信頼性・認知度が消費者に上手く伝わっていないことがよくある。信頼性・認知度を向上していくために協同組合を上手く活用すべきである。」と述べられました。



▲講演する中村智彦氏



▲講習会の様子

中央会だより 2

新春交流会を開催

本会は1月20日、高松国際ホテルにおいて新春交流会を開催し、会員等120名が出席しました。

はじめに、本会国東照正会長が「わが国経済は、緩やかな景気回復基調にあると言われていますが、中小企業にとっては、依然として厳しい経営環境が続いています。このような中、中央会は今年60周年の節目の年を迎え、中小企業団体唯一・専門の支援機関として、国・県等との緊密な連携のもと、地域産業の支援などの諸事業に全力を尽くします」と挨拶しました。

来賓を代表して、四国経済産業局産業部長林克寛様、香川県知事浜田恵造様、香川県議会副議長五所野尾恭一様、高松市長大西秀人様からご挨拶をいただいた後、株式会社商工組合

中央金庫高松支店長植田恭弘様のご発声により乾杯を行い、多数のご来賓出席のもと和やかな雰囲気の中で、情報交換とともに会員相互の交流が図られ、盛会のうちに終了しました。



▲新春交流会の様子



▲主催者挨拶の国東会長



▲来賓挨拶の浜田香川県知事

平成28年度「中小企業活路開拓調査・実現化事業」について【予告】 ～全国中小企業団体中央会・組合等の中小企業連携組織に対する補助事業～

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓をはじめとする単独では解決困難な諸テーマについて、組合等の中小企業連携グループが実施主体となり、これを改善するための共同の取組みに対して支援する「中小企業活路開拓調査・実現化事業」の28年度募集を、2月中旬以降（予定）より開始します。

現在、公募に向けて調整中です。公募が開始しましたら、全国中央会ホームページ（<http://www.chuokai.or.jp/>）に掲載されますので、正式な公募の内容につきましては、そちらをご参照ください。

<以下、昨年度例>

1. 募集する補助事業の概要等

(1) 中小企業組合等活路開拓事業

1) 事業の概要(予定)

中小企業が組合等を中心に、共同して新たな活路を見出すために実施する将来ビジョンの策定、そのビジョンの成果を具体的に事業化・実用化しようとする事業等又は販路拡大等のために国内外の展示会等に出展する事業に対し支援を行います。

2) 補助金額等(予定)

① 中小企業組合等活路開拓事業(展示会等出展事業を除く)

- i) 補助率 補助対象経費総額の10分の6以内
- ii) 補助金額 (上限)11,588千円 (下限)1,000千円

② 展示会等出展事業

- i) 補助率 補助対象経費総額の10分の6以内
- ii) 補助金額 (上限)1,200千円

(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

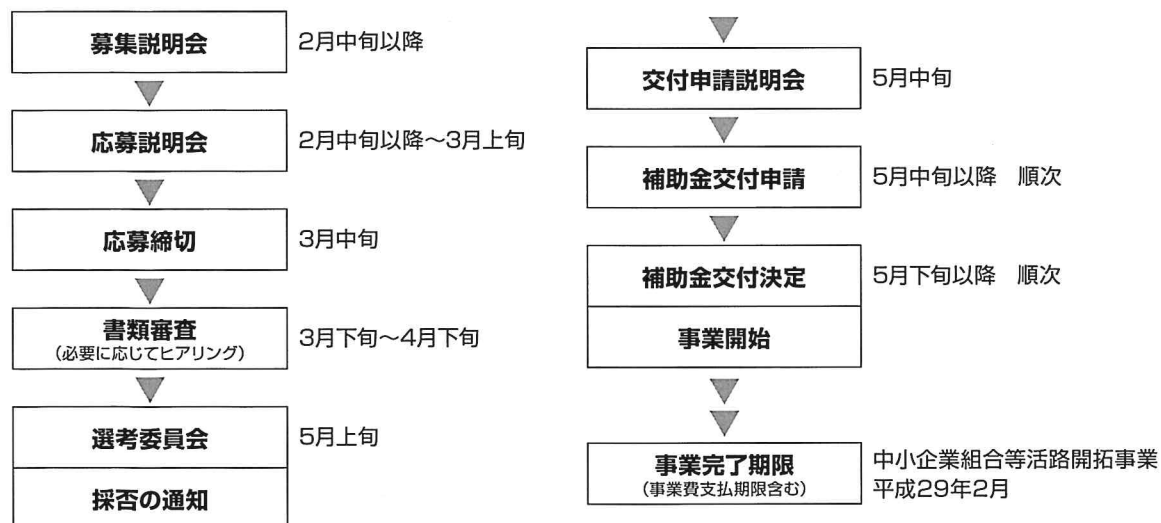
1) 事業の概要(予定)

組合等が情報ネットワークシステム等の開発を目指し、組合事業等の業務分析、計画立案、RFP(提案依頼書)策定等の調査研究を行う事業(基本計画策定事業)や、組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムに関する開発及びこれらシステムの普及のための事業(情報システム構築事業)に対し支援を行います。

2) 補助金額等(予定)

- i) 補助率 補助対象経費総額の10分の6以内
- ii) 補助金額 (上限)11,588千円 (下限)1,000千円

2. 今後の主な日程・事業実施期間



(上記の日程は予定ですので、変更する場合があります。)
詳細は本会(TEL:087-851-8311)までお問い合わせください。

平成27年度補正予算について

平成27年度補正予算が成立しましたので一部をご紹介します。

補正予算として、2,901億円、予備費996億円となり、合計3,897億円が計上、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」など主な中小企業関連予算は次のとおりです。

●ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金【1020.5億円】

試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資を支援します。

●中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業【442.0億円】

設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備への更新を支援します。

●中小企業取引対策事業【13.9億円】

下請事業者の自立化・取引の適正化に対して支援します。

●ふるさと名物応援事業【40.0億円】

農商工連携による海外展開及びJAPANブランドの育成等に対して支援します。

●中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【34.3億円】

海外展開戦略の策定に対して支援します。

●海外展開戦略等支援事業【59.9億円】

海外展開に挑戦する中小企業を支援します。

●小規模事業者支援パッケージ事業（持続化補助金等）【100.0億円】

小規模事業者の販路開拓等を支援します。

●小企業者・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【59.7億円】

よろず支援拠点・専門家派遣等を行います。

●地域・まちなか商業活性化支援事業【30.3億円】

商店街・中心市街地の活性化に対して支援します。

●中小企業・小規模事業者への資金繰り支援【966.2億円】

きめ細かな資金繰りを支援します。

●消費税軽減税率対策予算

【995.8億円（平成27年度予備費）・170.0億円（平成27年度補正）】

消費税軽減税率導入に向けた準備の支援を行います。

詳しくは、ミラサポHP

<http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/>

でご確認ください。

マイナンバー(個人番号)を正しく取り扱っていますか

平成28年1月のマイナンバー制度の開始に当たり、個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号。以下「委員会告示」という。)を公表しております。

委員会告示において、事業者は、マイナンバーを含む特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応のひとつとして、主務大臣の個人情報保護ガイドライン等の規定に従って報告に努めることとされています。

1. 事業者において講ずることが望まれる措置

- (1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表

※マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

2. 個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

① 個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、速やかに **個人情報保護委員会に郵送** で報告するよう努めてください。

※影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

② 個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、**報告**してください。

(所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。)

特定個人情報の安全の確保に係る「重大な事態」が生じたときに、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>

をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせ先

マイナンバー総合
フリーダイヤル



0120-95-0178

暖冬による季節需要の失速により 売上高が減退

2015年12月

12月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-29.2ポイントで前月調査の-14.6ポイントから14.6ポイントの悪化となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-39.6ポイントで前月調査の-27ポイントから12.6ポイントの悪化、収益DI値は-35.4ポイントで前月調査の-33.4ポイントから2ポイントの悪化となり2ヶ月連続で主要3指標全てで悪化となった。緩まない暖冬傾向が歳末商戦にも波及して季節需要を大幅に失速させたことに加えて、消費者の儉約志向や貯蓄性の強まりが売上高の減退を招いており、中小企業の景気動向は予断を許さない状況にある。

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製 造 業	食料品	☺	☺	☺	☺	☺	☺	☺	☺	☺
	繊維・同製品	☹☼	☹☼	☺	☺	☹☼	☹☼	☹☼	☺	☹☼
	木材・木製品	☹	☹☼	☺	☺	☹	☺	☺	☺	☹☼
	印刷	☺	☺	☺	☺	☺	☺	☺	☺	☺
	窯業・土石製品	☹	☹☼☀	☺	☹☼	☹	☹☼	☹☼	☺	☹☼
	鉄鋼・金属製品	☹☼	☹☼☀	☺	☺	☺	☺	☺	☼☀	☹☼
	一般機器製造業	☹	☺	☺	☺	☺	☺	☼☀	☺	☺
	輸送用機器	☼☀	☺	☺	☺	☼☀	☼☀	☼☀	☼☀	☼☀
	その他	☹☼	☹☼	☺	☹☼	☹☼	☹☼	☺	☺	☹☼
非 製 造 業	卸売業	☺	☺	☼☀	☺	☺	☺	—	☺	☺
	小売業	☹	☺	☹	☺	☹	☹☼	—	☺	☹
	商店街	☹☼	☹☼☀	☺	☺	☹	☹☼	—	☺	☹
	サービス業	☹☼	—	☺	☺	☹☼	☺	—	☺	☺
	建設業	☹☼	—	☹☼	☺	☹☼	☺	—	☺	☹☼☀
	運輸業	☺	—	☺	☺	☹☼	☹☼	—	☹☼	☹☼
	その他	☺	—	☺	☺	☺	☺	—	☺	☺
DI値(当月)		−39.6	2.8	−2.1	−8.3	−35.4	−16.7	0	2.1	−29.2
DI値(前月)		−27	−2.8	−10.4	−6.3	−33.4	−20.9	0	4.2	−14.6

好 転 ☀	やや好転 ☹☼	変わらず ☺	やや悪化 ☹☼	悪 化 ☹
30以上	10〜30未満	10未満〜▲10	▲10超〜▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)…前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役職員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 1月12日出荷分から業務用の主にパン用となる強力系小麦粉が25kg当たり130円の値下げ、主に麺用・菓子となる中力系・薄力系小麦粉は25kg当たり25円の値下げとなる。また、国産小麦粉も25kg当たり30円の値下げとなる。(製粉製造)
- 出荷高は対前年同月比99.6%。売上は常に微減の状況。販売価格は原材料仕入価格上昇のため各商品ごとに不均一に上昇している。(調理食品)
- 比較的天気も良く、気温も高い状況が続いた。その影響もあって外食向け食材が好調に推移したが、鍋用の食材が低迷している。恒例のお節用食材は昨年並みの動きで推移しつつ、年末年始のオードブルなどデリカ食材は好調に推移し、数量は増加したようである。(冷凍食品)
- 平成27年は全国的に醤油の消費量は低迷しており、暦年で1月～12月は前年度比99%程度との速報が出ている。組合員の景況は生揚げ出荷量からみると前年同期比101%程度で推移している。全国的に醤油の単価は上昇しているものの小型化が進み需要が醤油加工品に一層移行する傾向にある。(醤油)

【繊維・同製品】

- 暖冬のため販売は大きく落ち込んでいる。百貨店では対前年比80%程度、量販店では60%程度の販売量となっており、今後の寒さに期待するしかない。(手袋)

【木材・木製品】

- 製材部門は入荷量が10%、売上が20%の減少となった。市場、プレカットは昨年と変わらず弱含み。(製材)
- 需要が低迷したまま、大きな変化はありません。(木材)

【印刷】

- 各事業所で景況状況はまちまちであるが、消費税率アップの影響による駆け込み需要の在庫がそろそろ底をつきはじめた感があり、平成28年には少々好転の兆しがあるように見込まれる。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 年末から隣接地区の協同組合において共同販売再構築の具体的動きがスタートし、県内の市況の改善が期待される。(生コンクリート)
- 厳しい平成27年が終了した。多くの事業所で1月からの受注が確保できないとの話がある。昨年秋頃から続く組合員の脱退予告は止まることが無い。(石材加工)

【鉄鋼・金属】

- 原油安、原発再稼働の動き等コスト面での追い風はあるが、中国経済の減速、米国の利上げ等マクロ経済が当業界にじわじわと影響を与えかけている。かかるなかではあるが、品質、納期はレベルを落とさぬよう精進しているところである。(鍍金)

【一般機器】

- 構造物鉄骨、建築鉄骨ともに前年同期比で操業度は上昇している。震災復興、首都圏のインフラ整備による建設工事が後押しして地方にも好影響を及ぼしてきた。ただ、引き続き受注がコンスタントに続くかどうかは地域への公共性及び民間からの投資にかかっているが、地方への事業投資の実施方法等を考慮して欲しいとの要望が大である。建設用クレーン製造及び造船関連産業は円安の効果により輸出が好調で現下も、生産はフル稼働が続いている。これらに関連する中小機械加工事業所は素材加工、部品製作等の生産にフル操業の状態が当分続くものと思われる。ただ人手不足は深刻化しつつある。船舶用関連企業は円安の恩恵を受け一時大幅な受注を獲得、現下手持工事を2年間ほど確保したが、売値は数量で補い採算的には厳しい価格となっている。また、資源安による世界的な海運市況の低迷により今後受注の先行きには不安要素がある。この間に新製品の開発による需要の掘り起こしと設備の省力化による価格のコスト削減等競争力の強化を目指す。砕石プラント、排水処理設備機械工場は一服感はあるが高速道路の整備やリニア着工を控え、これまでの試験路線の実績納入もあり、工事が本格化すれば受注の確保に繋がる。(一般産業用機械・装置)

【輸送用機器】

- 工事量、人員ともに安定している。(造船)

【その他製造業】

- 業界はシーズンオフの状態であり、顕著な動きは無い状況です。為替相場は若干円高の方向に推移しているため、少しは明るい材料と言えます。(団扇)
- 12月の業況は悪化しています。月末にかけて売上がだんだん下がってきました。官公需の受注で民間の売上低下を相殺していますが、受注していない事業所は大幅なダウンです。(綿寝具)

【小売業】

- 仕入値が全体的に安値だったので穏やかな年末でした。(青果物)
- 販売数量が対前月比5～10%の減少という組合員もあり、ますます先細りの状況が進んでいる。業界転売価格のガソリンと系列ガソリンの卸価格の格差(約10円)が大きく、中小給油所の経営は苦しい。(石油)
- 2015年の家電市場も昨年と同様、消費税増税の影響を受け厳しい動きとなっている。これは電子機器、電器と同じ傾向です。国内出荷実績を見ると13年は前年比86.7%、14年は96.3%、15年は10月までの統計で93.4%と依然として毎年ダウンの厳しい状況です。12月の暖冬で暖房器具が売れず、他の家電製品の足かせとなっている。(電機)

【商店街】

- 人通りが多く活気がある割には売上が良くない。暖かい日が多く、季節商品の動きが鈍いことも要因である。一部宝飾品、高給時計に好調が見られるものの全体的には消費に力強さが感じられない。商店街専用のプレミアム商品券の効果は、今月も数字の底上げに貢献しているが12月末で利用期間が終了となったため、来月以降の反動減が気にかかる。株価が高値で安定し、所得が増えていかないと先行きが明るくならないと感じている。(高松市)
- 年末とは思えないような静かな12月でした。瓦町駅の商業施設のオープン以降、商店街最寄りの駅の利用者も減少したような気がします。百貨店と上記商業施設間の人の流れが活発化しており、その間にある商店街の人の多さには驚きました。数ヶ月前に商店街内にオープンした飲食店が安さを売りにしており、周辺の同業者は影響を受けて大変な様子です。(高松市)
- 数年前から12月はものが売れる特別な月ではなくなっている。しかし今年は特にひどく、普段の月よりも売上が悪い。とにかく地方の消費は冷え切っていると感じる。(丸亀市)

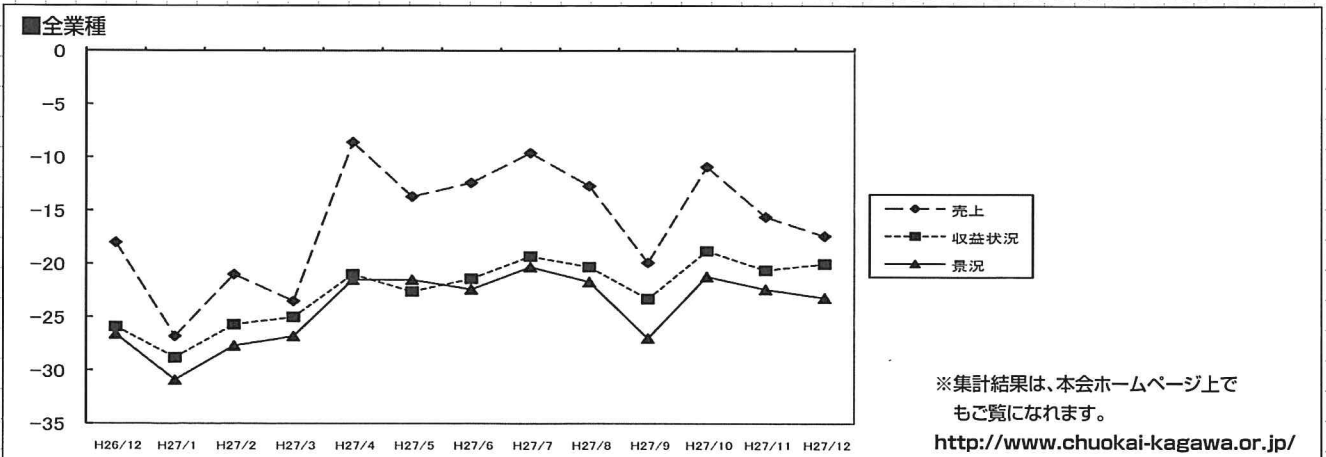
【サービス業】

- 歳末商戦の需要が終わって、のんびり感がある。(ディスプレー)
- 12月は前年同月に比べて7%ダウンで、1月も低調である。飲食部門も全体的に忘年会と新年会が少ない状況である。(旅館)
- 規制改革、国家戦略特区諮問会議等で規制の見直し等予断を許さない状況が昨年は続きましたが、その中でも訪問美容、まつ毛エクステ等新規営業種目の導入で組合にも明るさが少しは見えてきました。(美容)

【運輸業】

- 平成26年4月からの消費税率引き上げを運賃に転嫁したことによる乗り控え傾向が依然として続いており、繁忙期である12月も業績は良くなく、非常に厳しい状況である。また、乗務員不足が深刻化しており事業継続が懸念されている。(タクシー)
- 平成27年11月分の高速道路通行料金利用額の対前年同月比は1.6%増となり、対前月比では3.7%の減少となった。また11月分利用車両数の対前年同月比は1.9%増となった。(トラック)
- 荷動きは昨年と比べて落ち込みそうな感があったが、アベノミクスの効果なのか結構動いている様子。燃料価格については平成27年は僅かの上下で安値安定価格であったことが業界には幸いした。店頭価格は10週連続して値下がりしており、原油価格も30ドル台に突入した。今年も当分の間値上がりする要素が無く、値下げが現状維持で推移して欲しい。中東問題やOPECの動きが当面の課題である。(貨物)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)



商工中金だより

グローバルニッチトップ支援貸付のご案内

貸出条件概要 10年期限一時返済・金利成功払い型

ご融資期間	原則10年
返済方法	期限一時返済
ご融資利率	成功払い(不成功の場合 0.6%、成功の場合 当金庫所定の利率)
利払い方法	1、3、6ヶ月毎のいずれか(前払)
ご融資限度額	5億円
期限前弁済	原則不可
資金使途	出資金、親子ローン、設備資金、研究開発費
海外事業計画	海外事業計画書の作成が必要です。ご提出いただいた海外事業計画書は、商工中金に設置しているグローバルニッチトップ企業認定委員会における認定が必要です。
適用金利条件	適用金利は、事業の成否に応じた「成功判定」に基づく、1年毎の変動金利とします。
決算書のご提出と金利改定について	●成功判定(金利改定)のため、年一回決算書の提出をお願いいたします。 ●海外事業計画の期間中は、決算書に加えて「事業進捗報告書」もご提出いただきます。

なお、詳細につきましては、商工中金
高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0028
高松市鍛冶屋町3番地
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	創業前および創業後1年以内の方
資金使途	各貸付制度に定める資金使途
融資限度額	各貸付制度に定める融資限度額
融資期間(据置期間)	各貸付制度に定める融資期間及び据置期間
利率	「各貸付制度に定める利率-0.2%」。 ただし、次のいずれかに該当する方については、「各貸付制度に定める利率-0.3%」 1 女性または若年者(30歳未満) 2 Uターン等により地方で創業する方

○新事業活動促進資金の概要(国民、中小)

融資対象者	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、 経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方など ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方を追加
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
融資期間(据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率	基準利率 ただし、一定の要件に該当する方については、利率を低減 ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方については、 「基準利率-0.65%」(中小企業事業のみ2億7,000万円上限(運転資金は2億5,000万円上限))

○HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画または高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内または20億円のいずれか低い額
融資期間(据置期間)	10年超15年以内(うち3年以内)
利率	ご融資額 2億7千万円以下 0.35~0.45%(※) 2億7千万円超 0.50~0.60% (H28.1.22現在) (※)資金使途により2億7千万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

組合運営Q&A

Q. 脱退を申し出た組合員の取扱い等について

自由脱退者の取扱いについて

組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるが（中協法第18条）、事業年度末までは組合員たる地位を失っていないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが、脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方について、

- (1) <1> A 組合員 5 月 10 日に脱退の申出をした場合
 <2> B 組合員 7 月 2 日に脱退の申出をした場合
 <3> C 組合員 12 月 30 日に脱退の申出をした場合
- (2) 脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (3) 脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱いについて。
- (4) 未納賦課金を払戻持分と相殺して差し支えないか。法第 22 条からして相殺することも妨げないと解されているか。

A. 設問の組合事業年度終了日が 3 月 31 日であれば、(1) の <1>～<3> は、いずれも 90 日の予告期間を満足させているので、脱退の申出があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、脱退の申出をしない組合員となら差別してはならない。したがって、(2) についても事業年度末までの期間内は組合員としての権利義務を負わなければならないし、また (3) にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となるわけである。(4) については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第 22 条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第 505 条の規定により払い戻すべき持分をその債務と相殺することもできる。

／ 経営者のための退職金制度です！ ／

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）
または会社等の役員の方が廃業や
退職後の生活資金、事業再建資金を
あらかじめ準備しておく共済制度です。
おかげさまで、今年50周年を迎えました。

50th

制度の特長

① 全国125万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。（H27.3末現在）

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	君の臓器をたべたい	住野 よる	双葉社／1,512 円
2	真田丸 前編 ～NHK大河ドラマ・ストーリー～	NHK出版	NHK出版／1,188 円
3	リーダー論	高橋みなみ (AKB48)	講談社／800 円
4	糖質制限の真実 ～日本人を救う革命的食事法ロカボのすべて	山田 悟	幻冬舎／842 円
5	火花	又吉 直樹	文藝春秋／1,296 円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、
「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）
をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職の
お手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

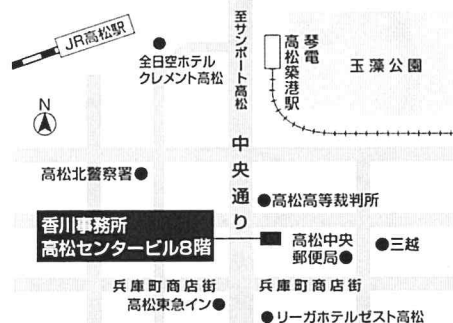
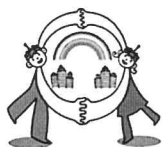
TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）



URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/> E-mail kagawa-j2@sangyokoyo.or.jp 左記のセンターホームページでは求人情報を提供しています。